

令和6年度山形県入院時食事療養費支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院及び有床診療所（以下「対象施設」という。）が受ける食材料費の物価高騰の影響を軽減し、安心して質の高い医療等の安定的な提供を図るため、対象施設を県内で運営する者（以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で令和6年度山形県入院時食事療養費支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象施設)

第2条 支援金の交付の対象となる施設は、令和6年4月1日時点において山形県内に所在し、第4条の規定による交付の申請の日時点において稼働している病院・有床診療所とする。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 保険医療機関でないもの
- (2) 令和6年4月1日から令和6年5月31日までの期間において、食材料費の全部又は一部を負担し、利用者に対して食事を提供した実績がないもの
- (3) その他知事が適当でないとするもの

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする交付対象者は、対象施設1施設ごとに、令和6年6月14日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 令和6年度山形県入院時食事療養費支援金交付申請書（様式第1号）
- (2) 誓約・同意書（様式第2号）
- (3) 支援金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 知事は、支援金の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査により、当該申請に係る支援金を交付すべきものと認めたときは、速やかに支援金の交付の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、支援金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて支援金の交付を決定することがある。

(決定の通知)

第6条 知事は、支援金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を支援金の交付の申請をした交付対象者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定は、支援金の額の確定を兼ねるものとする。

(支援金の支払)

第7条 知事は、前条の交付の決定後速やかに、交付対象者に支援金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第8条 知事は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に違反する行為があったとき
- (3) 支援金の交付の目的に著しく反する行為があったとき

(支援金の返還)

第9条 知事は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第10条 交付対象者は、申請に係る証拠書類を整理し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年5月15日から施行する。

別表（第3条関係）

対象施設	支援金の額
病院	許可病床数 × 3,200円
有床診療所	※許可病床数は、令和6年4月1日時点の病床数とする。